伊方原発をとめる大分裁判の会ニュース

第8号　2018年6月1日発行
発行：伊方原発をとめる大分裁判の会
〒870-0802　大分市田の浦12組
TEL097-529-5030fax097-532-3772
郵便振替01710-7-167636
E-mail：nonukes@able.ocn.ne.jp
http://ikata-sashitohttp://ikata-sashitome.e-bungo.jp/me.e-bungo.jp/

第3次原告136名が追加提訴！
514名原告の総意を裁判長へ

県政史上最大規模の原告団になりました

5月24日大分地裁に136名の第3次原告が追加提訴しました。総数514名です。私たちの「想い」が、このような大原告団のかたちになりました。

いま、広島高裁の決定により伊方原発3号機はとまっています。昨年10月に定期点検に入り、12月13日の決定で当面9月末まで停止の見通しです。1～3号機ある伊方原発では昨秋、老朽原発1号機が廃炉になり、5月22日に運転期間36年目となった老朽原発2号機の廃炉が決まりました。従って現在、伊方にあるすべての原発はとまりました。私たちの力で、このことを永久に継続させましょう。広島に続き大分・山口・松山で行われている裁判に勝利することで、伊方3号機にとどめを差しましょう。当面、9月中に可否が判断される差し止め仮処分の勝利をめざします。

訴状を提出する第3次原告、及び松本原告団長、河合弁護士

定期総会

6月23日（土）　14：00～16：30
大分市コンパルホール304

第3回総会です。原告・応援団・弁護団の結束を図ります。記念講演があります。
詳しくは別紙参照して下さい。

交流会（懇親会）
時間：17：30～19：30　参加費約４千円
場所：当日、ご案内します。

第10回口頭弁論

７月26日（木）

14：00　原告団及び傍聴希望者集合
14：30　第10回口頭弁論
15：00　報告会・記者会見等
＊5月24日で審尋が結審したので、口頭弁論のみとなります。
＊13時よりＪＲ大分駅北口にて約30分ビラ配布します。ご協力お願いします。

1号機に続き、2号機も廃炉決定

愛媛新聞 2018.3.27

ぐらつく「基幹電源」、安全対策 重い負担

四国電力が運転開始から 36 年となる伊方原発 2 号機の廃炉を決定した。

再稼働に必要な安全対策の負担は重く、経済合理性に陰りが見える老朽原発。

電力小売り全面自由化から４月で２年を迎え、四国でも新電力との競争が激しくなる中、電気事業で「安定的で低廉な電力供給を支える基幹電源」と位置付けてきた原発の将来性は低まるばかりだ。

東日本大震災後も「伊方１～３号機すべての有効活用」を基本方針に掲げた四電だが、難燃性ケーブルへの取り換えなどが必要な 1 号機は再稼働しても採算が見込めず、廃炉を決定。2 号機は技術的には安全対策工事を実施できるとの結論を得たものの、1 号機と同様にコストが重くのしかかった。

全面自由化で地域独占が崩れた電気事業の先行きには不透明さが漂う。電力広域的運営推進機関（東京）によると、一般家庭などの新電力への契約切り替えは 2 月末現在、四国エリアで 9 万 5200 件。四電の顧客離れは 20 世帯に 1 世帯の割合に迫る。省エネ機器の普及や節電意識の高まりに加え、急速に進む四国の人口減少を見据えると、電力需要の伸びは期待できないのが実情だ。

需要や司法判断見通せず

原発に対する地元住民らの視線も厳しい。愛媛新聞が 2 ～ 3 月に実施した愛媛県民世論調査では、再稼働に否定的な意見が 66.9 ％に上る。東京電力福島第 1 原発事故から 7 年を経てもなお不安感が根強く残る。

住民らが運転差し止めを求める訴訟も四電にとって経営の不安定要素となっている。四電は 3 号機稼働に伴う供給余力を活用し、他電力への販売量を増やして収支を好転させてきたが、2017 年 12 月に広島高裁が 3 号機の運転を期限付きで認めない決定を出した。司法判断による業績への影響が現実となり、安定稼働が見通せなくなっている。

大震災前に３基体制だった伊方原発は、３号機１基のみの運用が確定する。経営資源を効率的に生かせず、原子力の発電コストにも影響が及ぶ。四電を含む大手電力の間では廃炉技術や重大事故対応、安全性向上などの分野で協力関係を結ぶ取り組みを活発化させており、将来の全国的な原発の再編統合も現実味を帯びつつある。

原子力の経済的優位性を掲げてきた政府は 30 年度の電源構成の原発比率を 20 ～ 22 %にする方針を堅持する。しかし、採算性を理由に再稼働を断念する動きは四電をはじめ電力各社で相次いでおり、行き詰った国のエネルギー政策は再考する必要がある。

再稼働　採算面で困難
四電社長　知事に報告

愛媛新聞 2018.3.28

伊方原発２号機の廃炉を決めたと愛媛県の中村時広知事（右）に報告する四国電力の佐伯勇人社長＝27日午前、愛媛県庁

四電によると、伊方原発の基準地震動が 570ｶﾞﾙから最大 650ｶﾞﾙに引き上げられ、再稼働には、いずれも４～５年程度かかるタービン建屋の耐震補強と非常用海水取水設備の造り替えが必要になった。**再稼働した３号機の安全対策費は約 1900 億円に上り、2 号機も同程度の費用が必要との試算などから再稼働を断念した。**

2 号機は 1982 年 3 月に運転開始し、今年 3 月 19 日に 36 年が経過。福島第 1 原発事故後の 2012 年 1 月に定期検査に入ったまま運転停止が続いている。

17 年 9 月に廃炉作業を始めた 1 号機は、完了まで約 40 年かかり、約 407 億円の費用が見込まれる。2 号機は 1 号機と出力や構造が似ており、廃炉にかかる期間や費用も同規模としている。

第8回口頭弁論より

「社会通念」を判断基準にできない

広島高裁決定を踏まえて

意見陳述書

訴訟代理人・弁護士　徳田靖之

私は，伊方原発に関する広島高裁決定を踏まえて，改めて，本件における司法判断の枠組みの在り方について，原告らの見解を明らかにしたいと思います。

1　福島原発事故後の司法判断の概観

福島原発事故後，今日までに，大飯，高浜，川内，玄海，伊方の各原発について，いくつかの法的判断が示されました。

ご承知のとおり，大飯原発に関しては，福井地裁が差し止め判決(いわゆる樋口判決)をし，また，高浜原発についても，福井地裁の仮処分決定(樋口決定)がなされたほか，大津地裁においても差し止めの仮処分決定(山本決定)がなされました。これらの仮処分決定については，いずれも破棄されており，川内，玄海については，いずれも申し立てが却下されています。そして，本件と同じく，伊方原発の安全性について争われた松山，広島各地裁においては，いずれも住民らの仮処分の申し立てが棄却されたところ，今回，広島高裁が，高裁段階では初めて，運転停止を命じる決定を言い渡したわけです。

私は，司法に身を置くものとして，福島原発事故という未曾有の大事故を共通体験しながら，司法判断がこのような形で分かれた原因がどこにあるのか，そのことを冷静に分析する必要性があると痛切に感じて，これらの各司法判断を細かく検討してきました。

そして，その結果として，こうした見解の相違は，原発の安全性に関する司法判断の枠組みについての，理解の相違に由来しているとの結論に至ったわけです。この意見陳述は，この点に関して，原告ら代理人として，熟慮した結果を要約したものです。

2　伊方原発最高裁判決をどのように評価すべきか

私は，このような司法判断の分裂をもたらした要因は，次の３点にあると考えます。

その第１が，伊方原発に関する最高裁平成４年１０月２９日判決が示した，司法判断枠組みに関する判示についての，理解の相違であると考えます。ご承知のとおり，同最高裁判決は，「原子炉を設置しようとする者が，原子炉の設置，運転につき，所定の技術的能力を欠くとき，又は原子炉施設の安全性が確保されないときは，当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命，身体に重大な危害を及ぼし，周辺の環境を放射能によって汚染するなど，深刻な災害を引き起こす恐れがあることにかんがみ，右災害が万が一にも起こらないようにするため，原子炉施設の位置，構造及び設備の安全性につき，科学的，専門技術的見地から，十分な審査を行わせることにある」と判示しています。福島原発事故前になされたこの判示は，福島原発事故後において，その重要性が決定的に明らかになったというべきです。

私は，この判決にいう「万が一にも起こらないようにするため」という要件をどう理解するのかという点において，原発の再稼働を認めた各司法判断は，大きな過ちを犯していると思うのです。

と言いますのは，これらの住民らの訴えを棄却した司法判断においては，原発が対処すべき災害の規模について，何故にか，「合理的に予測される」範囲で足りると解釈されているからです。こうした判断と，原告らが求めている，予想される最大規模の自然災害に対処することが求められるとの見解とを対比した時に，どちら

が，最高裁の言う「万が一にも起こらないようにする」との要件に合致しているのか，答えは，おのずから明らかではないでしょうか。

どのような意味においても，合理的に予測される範囲で足りるとの判断は，「万が一にも」との最高裁の判示とは，著しく乖離しています。そもそも，起こりうる自然災害を合理的に予測しうるという前提自体が成り立つのでしょうか。

例えば，基準地震動に関しても，過去１０年足らずの間に，各原発に関する基準地震動を超える地震が少なくとも５回は発生しています。福島原発事故もまさしく想定を超えるものでした。

最高裁判決が掲げる「万が一にも起こらないように」との基準に従う限り，原発に求められる安全性とは，少なくとも予想される最大規模の自然災害に対処することであることは明らかです。

私は，同じく火砕流の問題を指摘しながら，住民らの抗告を排斥した福岡高裁宮崎支部決定とは異なり，今回の広島高裁決定が，数万年前の大規模火砕流の発生を念頭において，伊方原発の運転差し止めを命じたのは，まさに，こうした最高裁の言う「万が一にも」との要件を適用したものであり，司法の見識を示したものとして高く評価されるべきであると考えます。

3　社会通念は，判断基準になるのか。

住民らの仮処分申し立てを棄却した司法判断に共通するのは，福岡高裁宮崎支部決定をはじめとして，「社会通念」を判断基準として採用することです。生命，身体をはじめとする人の尊厳にかかわる法益侵害が問題となる事案において，社会通念を基準とすることの過ちについては，原告らの準備書面(２)で既に詳述した所ですが，よく考えてみますと，これらの司法判断で用いられる「社会通念」なるものの内容は，全く不可思議としか言いようがありません。

例えば，朝日新聞が，本年２月２０日に実施した全国世論調査では，原発の運転再開に関して，反対が６１％を占め，賛成は２７％と半分以下であることが明らかにされています。昨年２月の調査でも，反対が５７％，賛成２９％でした。他の世論調査においても，原発の再稼働については，圧倒的に反対が多数を占めていることが明らかにされています。

このような事実を知りながら，原発の安全性に関して，「合理的に予測される範囲」で足りるとするのが「社会通念」である等という判断は，どこから出てくるのでしょうか。

こうした司法判断は，原発の運転差し止めという結果のもたらす影響の大きさに怯えて，司法としての責任を回避するために，司法が作り出した，免責の為の「虚妄」ないし政府や電力会社への「忖度」の産物としか言いようがありません。

4　審査基準ないし適合性判断はどこまで信頼しうるのか。

住民らの申し立てを認容した樋口決定や山本決定とこれを排斥した司法判断とを対比して，痛感する第３の点は，原子力規制委員会の規制基準や適合性判断に関する丸投げとも言うべき評価です。

原子力規制委員会の委員の構成や職員の構成が不適切であること，新たな規制基準が，福島原発事故の原因究明を踏まえたものになっていないこと等については，原告ら準備書面(３)において指摘したところですが，福岡高裁宮崎支部の決定をはじめとする原発の再稼働を容認する司法判断は，こうした審査基準が合理的であるかどうか，適合性判断が合理的であるかどうかの立証責任を電力会社側に負わせるのではなく，不合理な点がないということを立証すれば足りるとの見解を示しています。

しかしながら，審査基準が合理的なものであるということは，前提事実ではなく，事業者において立証すべき間接事実のはずであり，その基準が合理的であるというためには，福島原発事故の原因が具体的に明らかにされ，二度とこうした事故を起こさないための基準であることが立証されるべきであることは，当然のことだと思料されます。

事業者側にこうした立証をさせることなく，不合理な点がないことの立証を求めれば足りるとする司法判断は，まさしく，司法としての責任放棄としか言いようがありません。

5　結びに

以上述べたところを正面から受けとめていただいて，裁判所が，正しい法的判断枠組みに基づく勇気ある判断をなされるよう切望して意見陳述とします。

（2018年3月1日第8回口頭弁論より）

第９回口頭弁論より

原発をやめ循環型社会へ

意見陳述書

原告　　　　小坂　正則

私には尊敬する中津の作家、松下竜一センセがいました。私にとって、松下センセは反原発運動の同志でもありました。2004 年に亡くなりましたが、もしセンセが生きていれば、ここで意見陳述をしていたことでしょう。松下センセは 1974 年に『暗闇の思想を』という本を出しました。その本の中で「冗談でなくいいたいのだが、『停電の日』をもうけていい。月に一夜でもテレビを離れ『暗闇の思想』に沈みこみ、今の明るさの文化が虚妄ではないかどうか、冷えびえとするまで思惟してみようではないか」と書いています。ですから、私は、照明など電気にしかできないことは電気を使いますが、電気じゃなくてもできる暖房は薪ストーブを使っています。

使い捨てから循環型社会へ

私は 1985 年 9 月まで川崎市の郵便局で働いていました。

当時の川崎市は「日本一の住民サービス」を掲げて、家庭ゴミは可燃物も不燃物も毎日収集して焼却場で全て燃やしていました。生協組合員だった私たち夫婦はゴミを少しでも減らそうと、生協のトラックを私が運転して廃食油を回収し、石けんを作る活動をしたり、妻が無認可保育所で働いていたので、保育所の資金稼ぎのために古紙回収をしたり、リサイクルバザーなどをやっていました。そんな時、1984 年、「乾電池などに含まれる水銀がゴミ焼却場から放出されている」という問題がマスコミで話題になりましたが、私の働いていた郵便局と保育所のすぐ近くには川崎市のゴミ焼却場があったのです。

私たちは、ゴミ焼却場周辺の住民にアンケートを取ったりして、住民を巻き込んだ清掃局長との交渉で、分別収集を始めるきっかけをつくることができました。

私はゴミ収集の問題に関わる中で、「大量生産・大量消費の使い捨て社会は、そんなに長続きはしないだろうな」と強く思うようになったのです。

人間以外の生物もウンコは出しますが、処理できないゴミは出しません。糞や死体は、それを餌とする微生物などが食べて生命を循環させます。なぜ人間だけがプラスチックや、ビニールなど腐敗しないゴミを大量に使い捨てるのでしょうか。ゴミの中でも一番やっかいなゴミが、原発から出る放射性廃棄物です。これは科学の力ではどうにも処理できません。

なぜ再エネNPOを作ったか

私が 1985 年に大分に帰ってきた翌年の４月 26 日に、ソ連のチェルノブイリ原発事故が起こりました。８千キロ離れた日本まで放射能が降ってきたのです。連休明けの５月中旬に「伊方原発３号機の設置許可」というニュースを見ました。そこで、トキハデパート前で「伊方原発見学ツアー参加者募集」というビラを一人で撒きました。そのツアーに参加した 12 名の仲間と大分の地で伊方原発反対運動が始まりました。

あるとき街頭で「原発反対」のビラを撒いていたら、「お前は原発がそんなにいやなら、九電の電気は使うな」と言う人がいました。その時考えたのです。「自分で電気を作って、『私は原発の電気は使っていません』と言うのが一番分かりやすい」と思ったのです。

2001 年に再エネ NPO を立ち上げて、大分県や大分市や生協の屋根などに「大分県民共同発電所てるてるちゃん」という名前の太陽光発電を 10 年間で 10 機作って、電気の産直運動を今でもやっています。NPO の目標は「市民電力会社」を作ることでした。でも電力自由化で新電力がたくさんできましたので、今は薪を作って販売したり、ヤギやニワトリを飼って、自給自足をめざす生活をおくっています。

電力会社の公益性と原発の必要性

２年前の 2016 年４月１日より、一般家庭の電力の自由化がやっと始まりました。これまでの電力会社は地域独占と総括原価方式に守られて販売競争もなく、価格も安定している殿様商売だったのですが、これからは自由市場の競合相手の多い普通の商品に電気も変わったのです。だからスーパーでキュウリやナスを買うように、消費者が自分好みの電気を自由に選んで買うことができるのです。

昨年末の一般家庭の電力の新電力への乗り換え率は、関西電力が最高で 18 %。東京電力 15 %。全国平均 10 %です。それに工場などの高圧電力は 12.1 %（昨年４月経産省発表）で、全電力の 22 %以上が乗り替えていて、新電力は着実に増えています。

これまでの地域独占の電力事業は「電力の安定供給の義務」もあり「公益性」もありました。そして原発は電気の 30 %を賄っていたので、原発が止まれば電気が足りなくなるという理由から国民生活のためには原子力発電の必要性も一定程度あったかもしれません。しかし、福島原発事故のあと何年も全国の原発は止まったままで電気は足りていましたし、「電力地域独占」も終わり、電力会社の占有率もどんどん減っているのですから、電力会社の「公益性」も原発の「必要性」もありません。いま四国電力が伊方原発を動かす唯一の必要性は一私企業の収益のためだけです。

原発の「公益性」や「必要性」が、これまでの原発裁判の判決にも何らかの影響を与えていたのではないかと、私は思っています。しかし、電力自由化で、原発の「公益性」も「必要性」もなくなったのですから、この裁判では私たち住民の声が正当に反映されることを願っています。

企業モラルが問われる

養豚業をやっている私の知り合いから最近聞いた話です。養豚場はハエと匂いがすごいので、人家の少ない土地で養豚を始めたそうですが、その周辺にも家が建ってきて、住民から「出て行け」という声が起こり、仕方なくもっと田舎の方へ引っ越したそうです。今はまだ家が少ないのでいいのですが、またいつ引っ越さなければならなくなるか不安だそうです。こんな零細企業の社長が周辺住民に配慮して商売を行っているのです。しかも、前からそこに居たのに、後から来た人に、「くさいから出て行け」と言われて、出て行くのです。

四国電力社員のみなさん、私は伊方原発が出来る前から大分に住んでいるのですよ。原発を建てるとき電力会社は「事故は絶対に起こりませんが、万一起こっても周辺８～10 キロまでしか放射能は漏れませんから大丈夫です」と言って建てさせてもらったのでしょう。それが真っ赤なウソだったことを福島原発事故が証明しました。それなら契約は白紙に戻すのが当たり前でしょう。

福島原発事故から３カ月後の 2011 年６月 18 日に、福島から 350 キロ離れた静岡のお茶が大量の放射能によって汚染され、フランスから茶葉が返品されたことがありました。伊方原発がメルトダウンしても、大分まで放射能が来ない場所、350 キロ以上離れた場所まで伊方原発は引っ越してください。私の知り合いの養豚業者のように。それが日本国憲法の下に与えられた私たちの権利です。私たちの要求は、憲法１３条の「幸福追求権」という人格権の最低限の行使です。四国電力の「伊方原発再稼働」の主張は福島原発事故後の、私たちの受忍限度を遙かに超えています。

再エネと電気自動車の流れは止まらない

昨年 12 月 17 日の NHK スペシャル「脱炭素革命の衝撃」という番組で、中国や中東では太陽光発電のコストが３円とか２円だと話していました。再エネ電力は原発の発電コストをとっくに下回っているのです。

また、日本は「地球温暖化防止パリ協定」に参加したので、2050 年には温暖化ガスはほとんど出せなくなるのです。すると、石炭火力がいくら安くても発電所は動かせないし、発電コストでも太陽光発電が石炭火力を抜く、と同番組は話していました。つまり将来有望な電力は再エネ電力しかないのです。だから世界中で再エネ投資に火がついたのです。

「パリ協定」の実施で 2050 年にはガソリン車が動かせなくなる、と EU 諸国では電気自動車への転換が計画されています。中国は再エネと電気自動車を国策として奨励しています。カリフォルニア州の ZEV 規制という電気自動車を促進させる法律により、世界中で電気自動車の開発競争に火がつきました。トヨタ自動車も慌てて

電気自動車を販売するそうです。

普通は電気自動車が増えれば電力需要が増えるので、むしろ原発は必要になるのではないかと思うかもしれませんが、電気自動車は再エネと相性がいいのです。というのも、電気自動車が車庫でコンセントにつながれていれば、不安定な再エネ電力の出力調整とバッテリーの役目を果たしてくれるのです。

また、3月29日の朝日新聞によると、ソフトバンクの孫正義氏がサウジアラビアで2030年までに200ギガワット（100万キロワット級の原発200基分）の太陽光発電を21兆円かけて建設するそうです。太陽光発電の発電効率が15％として、総発電量でいえば100万kw原発40基分というとんでもない発電量なのです。

これから世界中で再エネ電力はますます増えるでしょう。それに対して原発は事故防止対策費の負担に迫られて発電コストはどんどん上がっています。ですから世界中の原発メーカーはどこも虫の息なのです。フランスの国営アレバも赤字倒産の危機。日本の三菱も日立も東芝ももちろん、大赤字です。

次世代へ私たちの責任

米国のトランプ大統領は「パリ協定」からの脱退を表明しましたが、米国の大企業やカリフォルニア州など大きな州の大半がパリ協定にとどまって、温暖化対策を行うと表明しています。米国政府が「パリ協定」から脱退しても、大手企業や州が「パリ協定」にとどまれば、温暖化対策は実行できるのです。

選挙で政権を変えれば政治を変えることができますが、選挙以外でも米国のように、政治を変える方法はあるのです。私が川崎市で体験した、ゴミの収集方法をみんなで変えたように。そのためには、私たちひとり一人が「何が正しくて、何を将来世代のために今、選択すべきか」を自から考え、自らが行動することだと、私は思います。そして、「私たちがどこの電気を買うか」ということや、この裁判も、私たち市民の具体的な行動の１つ１つなのです。これは誰かから指示されたものでもありません。私たちが自ら考え、自ら自主的に行動していることなのです。

ところで、今年のゴールデンウイークの５月５日はすばらしい晴天でした。私は九州電力の「でんき予報」という電力消費速報を一日中注視していました。例年、日本の電力消費は５月の連休中が最も少ないのですが、その５日は、昼間の電力消費量に対して、太陽光発電の割合が最大で83％を賄っていました。ということは、風力発電や地熱やバイオマスや水力などを合わせると、昼間の２、３時間は再エネ電力が九州電力管内の全電力全消費量を賄っていたことになるのです。私たちは再エネ100％社会に向けて、少しずつですが、着実に前へ進んでいるのです。そんな希望が持てる５月５日の「子どもの日」でした。

ですから、かわいい私の孫が平和に安心して暮らせるためにも、この裁判に負けるわけにはいかないのです。だから私は裁判所の中でも、裁判所の外でも、40名を超える大弁護団に支えられながら、514名の原告と200人を超える応援団と、この裁判に関心を持ってくれている多くの県民や国民と一緒に、日本中の原発を１基残らず止めるまで、たたかい続けることを決意して、わたしの意見陳述とします。

（2018年5月24日第9回口頭弁論より）

福島は今　マスコミ報道より
（5月22日毎日新聞）

介護保険料高額10位内 福島７町村

介護保険料の高額10位以内に福島県の7町村が入った。6町村は東京電力福島第1原発事故で避難指示が出され、避難の長期化による健康悪化などが影響したとみられる。国の特例措置で住民の保険料負担は原則免除されているが、特例はいつまで続くか分からず自治体は危機感を強める。2016年6月に避難指示が一部を除き解除された葛尾村。今月1日現在の住民登録者数1430人の4割近い530人が65歳以上で、うち157人が要介護・要支援認定を受ける。村住民生活課の担当者は「避難の長期化で体調を崩しやすくなった」と分析。飯舘村は村内の居住率は住民登録者数の約14％の794人で半数以上が高齢者だ。「国の援助がなくなっても、自分は収入があるから何とかなるが、働けない高齢者は地獄だ。県や村の支援がないと、弱者切り捨てになる」農業高橋日出夫さん。

介護保険料が高額の自治体

	介護保険料（円）
①葛尾村（福島）	9800
②双葉町（ 同 ）	8976
③青ケ島村（東京）	8700
④大熊町（福島）	8500
⑤五城目町（秋田）	8400
浪江町（福島）	8400
⑦東北町（青森）	8380
⑧飯舘村（福島）	8297
⑨西和賀町（岩手）	8100
⑩三島町（福島）	8000
川内村（ 同 ）	8000

全国平均 5869円

「司法判断の枠組み」とは

弁護団のコーナー担当　田中良太

1　「伊方原発をとめる大分裁判の会」事務局の方々が「大分県民による伊方原発差止訴訟」というウェブサイトを公開していることはご存じのことと思います。弁護団が今まで大分地方裁判所に提出してきた書面も，そのサイトで読むことができます。

せっかく公開していただいているので，このコーナーでは，その書面の内容について，お話ししたいと思います。今回は「司法判断の枠組み」がテーマです。

2　「司法判断の枠組み」問題とは，「伊方原発が安全かどうかを，どのような立場・考え方で裁判所に判断して欲しいか」という問題です。この問題に対する態度について，我々と四電には大きな隔たりがあります。

3　四電側の主張は次のようなものです。「原発の安全性を考えるには，とても高度で専門的な科学技術の知識が必要である。だから，そのような知識を持っている公正中立な人達が集まった原子力規制委員会で原発の安全基準を決めるのが一番よい。裁判官には知識が無いので，原子力規制委員会が決めた安全基準を伊方原発が満たしていれば，一応伊方原発は安全だと判断して下さいね。」

しかし，このような考え方は，皆さん，おかしいとお考えだと思います。そこで，弁護団もいろいろと反論をしています。例えば次のような反論です。

要するに，「原子力規制委員会というのはそんなに信頼できるのか？」ということです。

原子力規制委員会は，たった５人の委員です。５人の多くは，過去に原発を推進してきた団体の社員でした。中には，そのような団体から寄付金を受け取った人までいます。しかも，原子力規制委員会を支える事務方が原子力規制庁ですが，規制庁には原発設置に積極的な経産省から多くの人員が入っています。

このような事実を見れば，原子力規制委員会は電力会社に甘い基準を作るに違いないと思うのが普通です。このような批判は，行政学者の新藤宗幸先生が『原子力規制委員会——独立・中立という幻想』（岩波新書）で詳しく書かれています。

裁判所は，原子力規制委員会の専門性や公平中立性を信頼してはならないのです。

4　弁護団は，他にも多くの問題を抱えた審査基準で，本当に原発の安全性を判断できるのか，四電に説明を求めています。加えて，裁判官に対し，伊方原発が「万が一にも大事故を起こさないといえるかどうか」，住民側の指摘に耳を傾けて，常識的な感覚で判断してほしいと求めています。

残念なことに，各地の高等裁判所では，四電側の立場を採る決定が多く出ています。電力会社や国が「安全だ」と言い張っていた挙げ句のフクシマのことを思えば，なぜそのような立場を良しとするのか理解に苦しみます。フクシマを念頭におきながら，謙虚に命の問題であると裁判官に考えてもらえるよう，今後も主張を続けていきます。

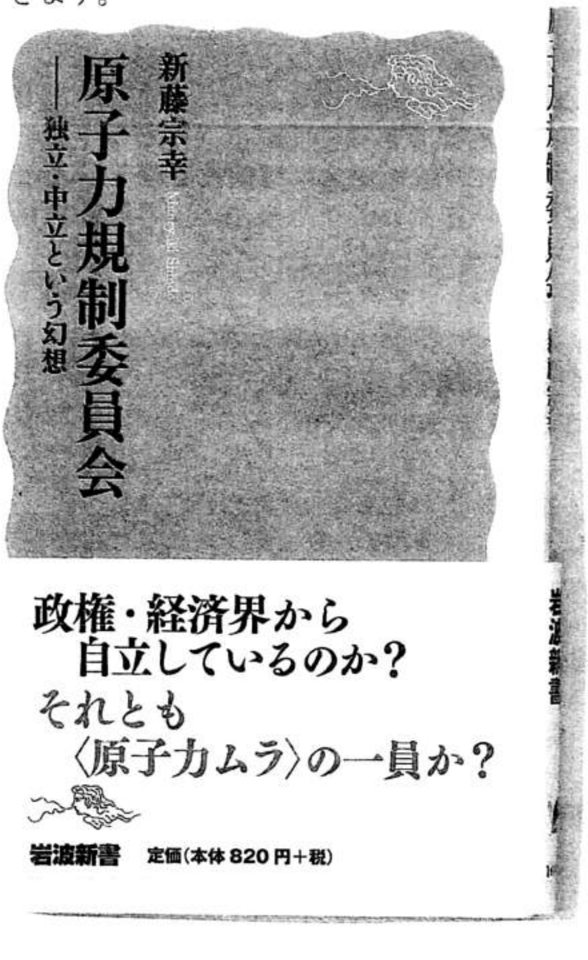

7年目の311いのちのわ　つどいとデモ行進

2018. 3.11(日) 大分市若草公園 10：30〜15：30

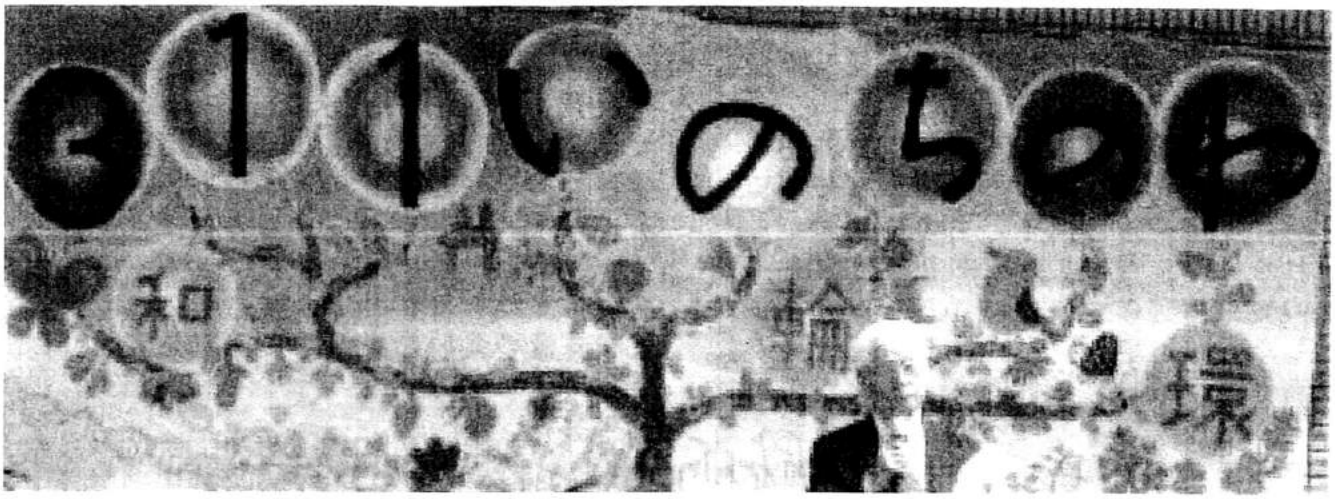

河野善一郎弁護士の伊方裁判報告

2011.3.11 から７年経ったこの日、若草公園は小春日和の穏やかな好天にめぐまれ、多くの人の交流の場となりました。無農薬野菜の販売や手作りの衣類、家具を売るお店や食べ物のお店が並びました。公園中央のステージではＬｉｖｅ&Ｔａｌｋとして印象的なアクションや素敵な歌が繰り広げられました。奥田富美子さんの総合司会で始まり、松本文六氏が代表挨拶をしました。また、集会のなかで特別報告として河野善一郎弁護士が伊方原発大分裁判の現状を話されました。

私たち裁判の会事務局は、はじめて「裁判の会」テントを設けました。事務局の伊東さんご夫妻を中心にクッキーやピーナッツ豆腐販売や、お土産の DVD 配布などで第３次原告募集をアピールしました。12 時から JR 大分駅北口で約１時間、有志によるビラまきを実施しました。そして午後１時半からは街中をパレード&デモ行進に参加しました。行進に先立ち、以下の宣言を採択しました。

集会宣言（抜粋）

あの 311 から本日で７年がたちました。この２月末現在の福島県内外の避難者は、復興庁によりますと、7 万 3 千人に及んでいます。想像してみて下さい。それは、豊後大野市と由布市を併せた地域から人がすっかりいなくなったようなものです。

東京電力福島第一原子力発電所の事故は、放射線による甚大な健康被害をもたらしています。その象徴が小児甲状腺がんです。　昨年 12 月 25 日現在、福島県民健康調査のデータでは、小児甲状腺がん及び疑いのこどもたちが 194 人に達しています。手術を受けた 160 人のうち 1 人は良性で、159 人はすべて甲状腺がんでした。福島県立医科大学病院で小児甲状腺がんとして手術された 125 人のうち 97 人にリンパ節転移がみられたといいます。原発事故のもたらしたこのような過酷災害を二度と起こしてはならないと、全国各地で原発の運転差し止め裁判が起こされ、昨年 12 月 13 日には広島高裁で伊方原発 3 号機の運転禁止という画期的な判決が下されました。ですから、今日現在も伊方原発は止まっています。日本は世界でも突出した地震・火山大国です。日本列島のすべての原発は危険です。私たちは、本日の集会や裁判などを通して一日も早くすべての原発の稼動を止めましょう！　そして、再生可能エネルギーを追求しましょう！

311 いのちのわ　さよなら原発おおいた実行委員会

原発事故による健康障害 －2－

―― 白内障について ――

原告団共同代表　　松本文六（医師）

Ⅰ

原発事故により多量の放射線物質が今なお放出されています。

広島・長崎の原爆による健康被害の中で一般的によく知られているのは白血病で、チェルノブイリ事故後には子どもの甲状腺がんが知られるようになってきました。私自身それ以外の健康障害については詳しくは知りませんでした。

福島原発事故後、放射線による健康被害は一体どうなっているのだろうかと注意深く新聞等をみていましたが、マスメディアには安倍政権の報道規制に忖度してか、深く突っ込んだ記事には出くわしていませんでした。ところが、2年前に放射線白内障という言葉を耳にして、少し調べてみました。

Ⅱ

医学大辞典には“放射線白内障”という言葉は、医学用語としては載っていません。

半年程前、日本国内の医学研究で放射線白内障について触れている研究を医療関連ニュース紙で一つだけ見つけました。

それは、2015年9月18～19日に開催された第54回白内障学会・第41回水晶体研究会での金沢医科大学眼科教室の初坂奈津子氏の研究発表でした。

事故後に福島第一原発では緊急作業（被曝限度250mSv）に当った作業員は延2万人。このうち外部被曝線量50mSvを超えた約900人の作業員については、年一回の健康診断と白内障に関する眼の調査が行われていました。

［初坂奈津子氏の研究］

1　対象：福島原発事故後の緊急作業従事者
510人、1020眼

2　方法：被曝後4年目の水晶体撮影

3　結果：①　透明水晶体眼は、前年度（被曝後3年目、662眼）の91.8％に比し約15％減少した。＝水晶体が混濁した人たちは15％増えていた。皮質（上皮と核の間）の混濁は2.1％に見られ、被曝後は3年目の1.5％より増加していた。
②放射線白内障の初期病変である可能性の高い所見（水晶体内の水疱：Vacuoles）のある者が5.6％に見られた。対象者は異なるが、3年目よりやや増加していることが判明。

4　考察：水晶体は放射線に対する感受性が高い組織であることはすでに知られている。被曝線量の多い作業員は白内障発症のリスクが高い。

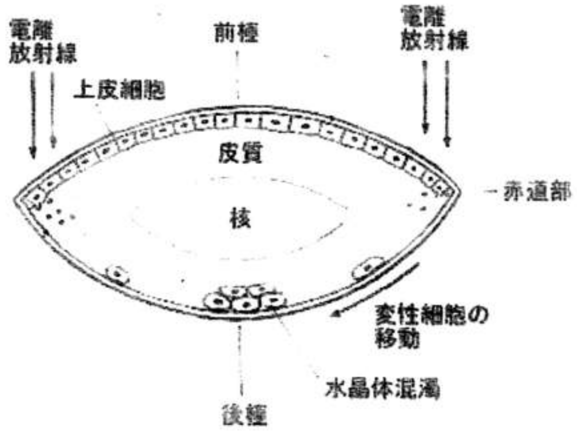

以上のような研究発表だったが、この研究は厚生労働省科学研究費補助金を受けた成果であったが、このあと継続しての補助金はゼロになったという。

そもそも白内障は、50～60歳以降の病気であることがよく知られています。福島原発事故の緊急作業労働者は体力のある若い労働者が主体であり、若年性白内障の傾向が認められたという研究でした。しかし、この研究の欠点は、対象が同一ではないということと、年齢別のデータが出されていないことです。そのデータがあれば、秀れた論文と評価したい。しかし、補助金が打ち切られ、東電の協力（作業労働者の個別の被曝線量データ）が得られなければ放射線によるものかどうかについて正確には判定できません。この種の研究こそ復興資金で支えるべきだと考えます。また、次世代のいのちと暮しを守るためには長期に亘る追跡研究でなければならないと考えます。

初坂奈津子氏の研究の結論は、緊急時の作業労働者には白内障の若年性発症が認められたということです。

Ⅲ

そこで、チェルノブイリではどうだったのかを調べてみました。

「調査報告書 —チェルノブイリ被害の全貌」（原版 2009 年／翻訳版 2013 年発刊）の「感覚器の疾患」の章には次のような記載があります。

・放射能汚染の高い地域では、視覚と聴覚の異常が高い頻度で発生した。症状には若年性白内障、硝子体変性、屈折異常、ぶどう膜炎、結膜炎、極端な聴力の低下がみられた。

ベラルーシでは、

① 重度汚染地域では、先天性白内障、小眼球症、耳の位置異常、過剰耳（福耳）など、先天性奇形の発生率が目に見えて高い。

② 白内障の初期症状である水晶体混、濁が認められた子どもたちのうち、対照群は 2.5 ％であったが、被曝した子どもには 24.6 ％に見られた。

③ ゴメリ州ヴェトカ地区の子どもにおける白内障の発生率と、セシウム 137 の体内への取り込み量に相関が見られた。

Ⅳ 日本の放射線白内障に関する状況

現在日本の政治（安倍政権）下では、Ⅱで述べたように、ある時期を境に、あらゆることに臭いものには蓋をする形がとられています。

放射線白内障を防ぐための γ 線急性吸収線量のしきい値として、日本では ICRP（国際放射線防護委員会）の 1990 年勧告に従っていましたが、ICRP は 2007 年、2011 年とたて続けにしきい値変更の勧告を出していましたが、日本では修正されることはありませんでした。

ところが、国会議員山本太郎氏が、昨年 2 月 17 日の国会で上記の原子力規制委員会と環境省の怠慢に怒りをぶっつけて、2011 年の ICRP 勧告（＊ 下記参照）を受け入れないのはおかしいと質問。これを受け、昨年 7 月 25 日に第 1 回の放射線審議会で「眼の水晶体の放射線防護検討部会」が開かれ、この 2 月にその最終報告が出されています。その結論は、緊急作業労働者と医療関係者の被曝問題が同一のレベルで協議されており、驚くべきことに 1990 年勧告で良しとなっていました。

その内容は、

① ICRP や IAEA 文書では、水晶体の等価線量限度を設けるべきだとは書かれていない。

② ICRP のソウル声明（2011.4）に伴い等価線量を変更した国はない。

③ ICRP の 2009 年勧告については、2018 年 1 月の会議では必要に応じて検討をするということになった。

以上から、「現時点で緊急作業者に係る水晶体の等価線量限度を変更する必要は薄く、当面は現行の制度（1990 年基準）を維持しつつ、最新の知見や国際動向などを注視し、必要に応じて検討を行うことが適当である。」と答申されていました。

これは、原発作業労働者は、好んでそこで働いているのだから、そこまでの健康被害などを一顧だにする必要はない、という暗黙の了解の下での審議とその最終報告と断定せざるを得ません。安倍流の世相に忖度した審議会の結論です。この審議会は原子力規制委員会の下部組織です。そうであれば、原発事業にとってマイナスとなる結論を出す訳はありません。

私たちが病院などで“レントゲン”を撮ってもらうときの放射線技師など、平時の放射線被曝による健康被害と原発労働者の事故後などの緊急時の被曝による健康被害と同じテーブルで議論すること自体が問題であるということが防護委員会の各委員の頭にはなかった！と考えられます。一蓮托生で、国民のいのちと暮しと人権を踏みにじっていることに何一つ痛痒を一切感じない人々の考え方には、戦慄を覚えます。

＊2011年4月21日ソウルで開催されたICRP主委員会会合で発表された声明（ソウル声明）で以下の文章が掲げられている。

《 委員会は今、計画被曝状況での職業被曝について、歪められた5年間の平均で20mSv/+年、かついずれの1年においても50mSvを超えないとする眼の水晶体等価線量限度を勧告する。》

《 最近の証拠から、委員会は、全身被曝だけでなく、特定の組織、特に眼の水晶体、心臓および脳血管系についても、防護が最適化されるべきであることをさらに強調する。》

仮処分、9月中に可否（5.24結審を受けて）

差し止め仮処分審尋は、年明け早々に結審の動きがありました。ところが、昨年12月13日に歴史的な広島高裁勝訴があり、さらに年度末人事で両陪審の異動もありました。

その後、広島高裁決定を踏まえた審尋が3月1日に行われ、そして5月24日結審しました。2016年7月の4名の申立てから2年近く経過、12回目の審尋となりました。

5.24報告集会で弁護団は「今の段階で私たちの主張・立証は尽くした。甫守、大川、中野弁護士がまとめの陳述をし、河合弁護士が総括的主張を行った。四電側からは特に陳述はなかった」と説明しました。中野弁護士は3月に原子力規制委員会が火山問題で「数万年に1回の破局的噴火は無視してよい」との発表を行ったことについて、対する脱原発全国弁護団の声明、そしてIAEA等の国際基準を踏まえて「規制委員会は明白な国際基準違反である」と指摘しました。

9月中に可否を決定ということ、それは伊方3号機の停止期限である9月30日と微妙（ビミョー）に符合します。

他県の裁判の進行も踏まえ、私たちは514名の大原告団のもと、裁判所に対して伊方3号機の停止の継続、さらには廃炉を求めていきます。

応援団の皆様、年会費の納入をお願いします

4月1日から新会計年度です。3口（一口千円、3000円）で別紙振込用紙にてお願いします。

6月23日定期総会に持参されてもよいです。

（＊直近で応援団に加入された方は免除です）

総会（6/23）を盛会にしよう

会の結成後2年が経過しました。原告約500名、応援団約200名、弁護団40数名の大きな会となりました。互いに意見を出し合い、今後の展望を見据えていきましょう。なお、議案書については当日配布とさせていただきます。

映画「『知事抹殺』の真実」上映会

日時：6月17日（日）10：30～12：00

場所：大分市ホルトホール3階「大会議室」

入場料：無料（事前にFAX、電話、メールで申込んで下さい）　FAX　097-568-1570

主催:大分県保険医協会　メール doctor@oboe.ocn.ne.jp

TEL　097-568-0066

「日本と再生」上映運動を進めよう

県下各地で昨年から河合弘之監督兼弁護士の映画上映会が開催されてきました。

4月21日に日田市で約250名の方々が鑑賞しました。午後、夜いずれも上映終了後に懇談会が開催され、「日田で地産地消の自然エネルギーをやろう」「勇気をもらった」などの声が聞かれました。

5月19日に別府市で横光克彦国会議員による「原発ゼロ基本法案」取組の説明に併せて上映がおこなわれ、中山田共同代表が伊方裁判を報告、意見交換しました。（20数名参加）

声がかかれば、県下各地に出向きます。事務局に気軽に声をかけてください。

メールアドレス登録にご協力を

150名弱の会員の方にメール配信しています。まだ圧倒的に少ないです。スマホによるアドレス登録もできます。以下のアドレスに送信することで登録されます。saibannokai@e-bungo.jp

ホームページに注目を！

http://ikata-sashitome.e-bungo.jp/

ホームページが充実してきました。これまでに提出した準備書面を見ることができます。皆さんご存じですか？ぜひアクセスしてください。原告一言メッセージ、会員相互意見交換メーリング募集中！

編集後記

・原告総数514名に。「私たち県民の”想い”がかたちになりました」（徳田弁護士のことば5.24）

・昨年提案した「意見陳述の取り組み」、40名の原告の皆様が陳述書を書いていただきました。重要な「書証」として裁判官に訴えていきます

・伊方2号機の廃炉について、四電社長からは住民の安全安心や健康について言葉はなく、ただただ採算のことだけでした。　（森山賢太郎）